

全国各種学校日本語学校協議会

1. 各種学校日本語学校の特色

在留資格「留学」の学生を受け入れて日本語教育を行う事の出来る日本語教育機関の中で、学校教育法134条に基づく“日本語教育に特化した学校”。

文部科学省の行政や留学生政策とも繋がりがあり、当協議会は留学生の日本語教育に関する懇談会・検討会にも委員として出席。

(留学生を受け入れることの出来る日本語教育機関としては、各種学校・専修学校の日本語科・その他企業立などの教育機関等がある)

2. 留学生の状況と日本語教育機関

(1) 高等教育機関に在籍する留学生：13万8千人(平成23年)

(2) 日本語教育機関の留学生：3万3千人(平成23年)

(3) 大学に入学する留学生の内、約60%は日本語教育機関経由

3. 各種学校日本語学校と大学・専門学校との連携(当協議会の重点活動計画)

(背景) ①震災・原発事故による日本語教育機関への新規留学生の減少

⇒将来の大学・専門学校の留学生減少

②文部科学省の留学生の日本語教育に関する懇談会・検討会での取りまとめ『高等教育機関と日本語教育機関との連携促進』

(目的) 学校教育法に基づく学校という同じ立場の上で

日本語学校の強み(留学生募集や優秀な学生の獲得、日本語教育・進学指導・生活指導・在籍管理などきめ細かい指導)を生かし、

日本語学校生の主要な進路先である大学・専門学校のニーズや評価も踏まえ、連携して効率の良い魅力ある留学環境を整える。

(計画) 5月中旬実施の予定

4. 要望(個々の日本語教育からだけの議論では全体の将来が見えない)

(1) 少子・高齢化の現実を踏まえて、国としての財政・経済・産業・労働力等の構造や、それを支える人材教育のグランドデザインと、これに基づく移民政策の構築が必要。

(2) 日本語教育はそれに基づいて、誰に、どこで、どのような目的で行なうか、それには何が必要か、という全体の基本構想が必要。

以上